

継続

原義保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警察庁丙組組一発第4号
令和7年2月19日
警察庁刑事局
組織犯罪対策部長

暴力団員の社会復帰対策推進上の地方更生保護委員会及び保護観察所並びにその関係団体との協力に関する留意事項について

暴力団員の社会復帰対策については、「暴力団員の社会復帰対策推進上の地方更生保護委員会及び保護観察所並びにその関係団体との協力に関する留意事項について」（平成5年12月27日付け警察庁丙暴暴一発第27号。以下「平成5年旧通達」という。）により取り組み、また、平成20年6月1日に更生保護法（平成19年法律第88号。以下「法」という。）が施行され、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）が廃止されたことから、同日以降、平成5年旧通達については、「更生保護法の施行に伴う「暴力団員の社会復帰対策推進上の地方更生保護委員会及び保護観察所並びにその関係団体との協力に関する留意事項について」の一部読み替えについて」（平成20年5月28日付け警察庁丙組暴発第15号。以下「平成20年旧読み替え通達」という。）により、読み替えて運用してきたところであるが、この度、「通達（刑事局所管分）の整理について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号）の発出により、平成20年旧読み替え通達が廃止されたことに伴い、同様の内容で、本通達を発出し、平成5年旧通達については廃止することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 協力関係の基本

暴力団員の社会復帰対策を推進するため、警察及び都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）と地方更生保護委員会及び保護観察所は、緊密に連絡を取り合うものとし、また、警察及びセンターは、地方更生保護委員会及び保護観察所の所掌事務の範囲内において必要な協力を得るものとする。その際、警察及びセンターは、保護観察所の関係団体に対しても、各団体の実情に応じた協力を求めることができる。

第2 協力の内容

警察及びセンターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第28条第1項に規定する暴力団から離脱する意志を有する者（以下「離

脱希望者」という。)の社会復帰を促進するため、次に掲げる事項について保護観察所及びその関係団体と協力するものとする。

1 警察と保護観察所及びその関係団体との協力

- (1) 法第48条に規定する保護観察対象者の中の離脱希望者又は法第82条に規定する生活環境調整対象者の中の離脱希望者（以下「離脱希望対象者」という。）の離脱を助けるための協力

ア 警察は、保護観察所の長の依頼により、又は離脱希望対象者若しくはその家族等の直接の申出により、次に掲げる措置を執るものとする。ただし、離脱希望対象者又はその家族等の直接の申出を受けた場合においては、保護観察所の長と緊密な連絡を取るものとする。

(ア) 暴力団取締り上支障のない範囲において、保護観察所の長が、暴力団組長等に対し、離脱希望対象者の離脱意志を伝達し、その離脱を妨げるような行為をしないように警告し、又は離脱に際して生ずる諸問題の解決のための当事者間の交渉を援助することに協力すること。

(イ) 離脱希望対象者、その家族及び保護司等を暴力団員による不当な行為から保護すること。

イ 警察と保護観察所とは、離脱希望対象者に関し、上記の措置を執るために必要があると認められる場合には、その者の動静等に関する情報を交換することができる。

ウ 上記ア及びイに掲げる措置についての保護観察所の長の依頼等は原則として文書によるものとする。

- (2) 離脱希望対象者以外の離脱希望者の離脱を助けるための協力

警察は、上記離脱希望対象者以外の離脱希望者に対してその生活環境の調整改善のための助言等を行う場合又は離脱希望者の家族に対してその生活に暴力団が干渉することを防止するための助言等を行う場合（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第24条第5号又は第6号に規定する援護の措置を行う場合）には、保護観察所の長に対し、これらの措置を執るために必要な助言、参考となる資料の提供を求めることができるものとする。

- (3) 暴力団からの離脱者の就業を助けるための協力

警察及びセンターは、暴力団からの離脱者（以下「離脱者」という。）の雇用機会の確保に関し、警察及びセンターの呼びかけで設立されている各地の「暴力団社会復帰対策協議会」等に、保護観察所及びその関係団体がその実情に応じて参加し、次に掲げる協力を行うよう求めることができる。

ア 暴力団追放及び離脱者の社会復帰の促進について、広く一般市民、企業等の理解を深めるための世論啓発活動の実施に関する協力

イ 警察及びセンターが行う離脱者を雇用する意思のある事業者の募集に関し、警察及びセンターに対する離脱者を雇用する意思のある事業者についての情報の提供及び連絡

2 センターと保護観察所及びその関係団体との協力

センターは、1の(2)及び(3)に掲げられた警察と保護観察所及びその関係団体が協力して行う援護の措置等に協力するものとする。

第3 協力の方法

1 連絡の窓口

警察における保護観察所及びその関係団体との連絡の窓口は、各都道府県警察本部刑事部暴力団対策主管課（以下「暴力団対策主管課」という。）とし、保護観察所及びその関係団体における連絡の窓口は保護観察所とする。ただし、第2の1の(1)の措置を執るに当たっては、その緊急性に応じ、連絡窓口にかかわりなく、関係する管下警察署と保護観察所との間で連絡を取ることができるものとする。

この場合において、当該警察署は、暴力団対策主管課に対し、連絡の内容について報告するものとする。

2 連絡協議会の開催等

上記のほか、暴力団員の社会復帰対策に関する警察及びセンターと保護観察所との具体的な協力及び連絡を円滑に行うため、各都道府県に実情に応じ、連絡協議会を開催する等、必要な連絡・協議の場を設けるものとする。

第4 その他

法第28条において準用する第14条又は第30条に基づく協力等依頼として、地方更生保護委員会又は保護観察所の長により行われる暴力団関係事項の照会に対しては、従来どおり回答することとされたい。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年6月27日

（有効期間：平成32年3月31日）

継続措置日：令和2年3月10日

（有効期間：令和7年3月31日）